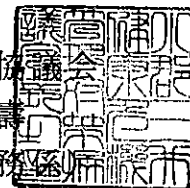




26 健危対第1号
平成26年5月13日

小郡三井医師会長 殿

小郡三井健康危機管理対策協議会
会 長 蒲 池 壽
(事務局：小郡市健康課総務係)



小郡三井健康危機管理対策協議会委員の推薦について（依頼）

日頃から健康危機管理対策にご理解、ご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、小郡三井危機管理対策協議会会則により、貴会から4名の方に本協議会の委員をお願いしております。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、別紙推薦書にご記入の上5月26日（月）までにFAXにてご返送ください。

なお、総会の日程については現在調整中でございます。日程が決まり次第、後日ご案内いたしますのでご出席くださいますよう併せてお願いいたします。

<連絡先> 小郡市健康課総務係 （担当：坂田）

電話 72-6666

FAX 72-6477

平成 年 月 日

小郡三井健康危機管理対策協議会委員推薦書

団 体 名
所属長役職・氏名

下記のとおり推薦いたします。

記

団体及び役職名		TEL	
フリガナ 氏 名		FAX	

団体及び役職名		TEL	
フリガナ 氏 名		FAX	

団体及び役職名		TEL	
フリガナ 氏 名		FAX	

団体及び役職名		TEL	
フリガナ 氏 名		FAX	

小郡三井健康危機管理対策協議会名簿(平成25年度)

【参考】

役職	氏 名	役 職 名	電話番号	FAX番号	
会長	蒲池 壽	小郡三井医師会会長	78-3065	78-3934	
副会長	島田 昇二郎	小郡三井医師会理事	72-2236	73-3313	
委員	松行 眞門	小郡三井医師会理事	78-3105	78-7982	
委員	白石 恒明	小郡三井医師会理事	77-0198	77-1976	
監事	蒲池 春壽	小郡三井歯科医師会副会長	75-1363	75-1363	
委員	藤吉 宏	小郡市健康課長	72-6666	72-6477	新
委員	矢野 清文	小郡市健康課総務係長	72-6666	72-6477	
委員	笠 幸則	久留米市健康福祉部保健所次長兼 保健所総務医薬課長	30-9724	30-9833	新
委員	古賀 美雪	久留米市北野総合支所 市民福祉課長	78-3552	78-6482	
委員	渡辺 康弘	大刀洗町健康福祉課長	77-2266	77-3063	新
委員	舩田 有紀	大刀洗町健康福祉課健康支援係長	77-2266	77-3063	
委員	大津 弘幸	小郡警察署警備課長	73-0110	73-0110	新
監事	酒村 国彦	久留米広域消防本部三井消防署 消防課長	72-5101	72-5948	
委員	高橋 浩	久留米広域消防本部救急主幹	38-5158	38-5172	新
委員	内田 伸哉	福岡県北筑後保健福祉環境事務所 総務企画課長	0946-22 -4184	0946-24 -9260	新
委員	有馬 洋一	福岡県北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課長	0946-22 -2741	0946-24 -9260	

小郡三井健康危機管理対策協議会会則

(目 的)

第1条 小郡三井健康危機管理医療対策協議会（以下「協議会」という。）は、小郡市・三井地域内において食物、薬物、感染症などの原因により生じる地域住民の生命、健康を脅かす事態が発生または発生の恐れがあるなど、緊急時の健康被害に即応するため健康危機管理医療体制の整備及び強化を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 健康危機管理に関する関係機関の情報交換に関すること。
- (2) 健康危機発生時における迅速かつ適正な対応策に関すること。
- (3) 関係諸機関の役割分担と連携に関すること。
- (4) 地域住民への情報提供及び周知に関すること。
- (5) その他健康危機管理に関すること。

(組 織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる機関の担当者をもって充てる。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 小郡三井医師会 | 4名 |
| (2) 小郡三井歯科医師会 | 1名 |
| (3) 小郡市・久留米市(北野町)・大刀洗町 | 各2名 |
| (4) 小郡警察署 | 1名 |
| (5) 久留米広域消防本部 | 1名 |
| (6) 三井消防署 | 1名 |
| (7) 北筑後保健福祉環境事務所 | 2名 |

(役 員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、医師会会長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選による。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第5条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会務の執行及び財務を監査する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が主宰する。

- 2 委員がやむを得ぬ理由により会議に出席できない場合、代理人を出席させることができる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、小郡市健康課において処理する。

(会 計)

第8条 協議会に必要な経費は、補助金及び雑収入をもって充てる。

- 2 必要がある場合は、特別会計を設けることができる。
- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成16年10月12日から施行する。
- 2 平成10年8月1日施行の小郡三井救急医療協議会会則は廃止する。
- 3 平成4年7月29日実施の三井地域救急医療協議会小委員会設置要領は廃止する。
- 4 この会則は、平成17年9月26日から施行する。
- 5 この会則は、平成21年6月30日から施行する。
- 6 この会則は、平成21年10月1日から施行する。